

令和3年度大分県障がい者優先調達推進方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（別紙1（1））で就労する障がい者の自立の促進に資するため、県の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、県のすべての機関（実行委員会等（別紙1（2））を含む）に適用する。

3 調達目標

令和3年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標については、令和2年度の実績額に10%を加算した額を目標とする。

なお、調達目標の算定基準とする令和2年度の実績額には、当該年度に限った契約分は含めないものとする。

4 調達推進の方法

（1）本方針に基づき障がい者就労施設等から調達を行う物品等は、別紙2のとおりとし、とりわけ名刺印刷については、原則、障がい者就労施設等から調達を行うものとする。また、行事に伴う弁当発注についても、できる限り障がい者就労施設等から調達を行うものとする。

（2）各発注機関が障がい者就労施設等から物品等の調達を円滑に実施できるよう、基礎的な資料として、障がい者就労施設が受注可能な業務を県庁ホームページ（※1）に掲載し、情報提供する。

※1 障がい者就労施設等の物品・役務の一覧表（障害者社会参加推進室 HP）

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12370/jusanseihin.html>

（3）障がい者就労施設等から調達する物品等の大量発注や新規発注については、おおいた共同受注センターを積極的に活用し、物品等の調達の推進を図る。

5 調達実績の公表について

本方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、公表する。

(1) 本方針の対象となる障がい者就労施設等

- ア 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所(A型・B型)
生活介護事業所
障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
地域活動支援センター
小規模作業所
- イ 障がい者多数雇用企業
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
 - ・重度障がい者多数雇用事業所
 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- ウ 在宅就業障がい者等
- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)
- 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

(2) 本方針の対象となる実行委員会等

県庁内に事務局があり、県の予算を財源とするイベントを実施するための実行委員会等

[具体例]

- ・大分県障がい者スポーツ協会(福祉保健部)
- ・大分県農林水産祭実行委員会(農林水産部)
- ・大分県県民体育大会実行委員会(教育庁)

※具体例以外にも、県庁内に事務局があり県の予算を財源とする実行委員会については、各部局の判断で対象として差し支えない。

障がい者就労施設等から調達を行う物品等一覧

	業 務	主な調達所属
物 品	各種印刷物 (名刺印刷、資料印刷等)	・本庁各課及び各地方機関
	弁当、お茶、コーヒー	・各該当機関(随時)
	敬甲板	・各該当機関(随時)
	記念品 (ストラップ、キーホルダー等)	・各該当機関(随時)
	庁用物品 (エコバッグ等)	・各該当機関(随時)
	啓発用物品 (マグカップ等)	・各該当機関(随時)
	園芸資材 (花苗、野菜苗等)	・各該当機関(随時)
その他(消耗品、備品等)	・各該当機関(随時)	
役 務	庁舎敷地除草・清掃業務	・各地方機関(振興局、保健所等) ・教育庁の各関係機関 ・各警察署等
	庁舎敷地内樹木管理業務	・用度管財課及び各地方機関 (振興局、保健所等) ・各県立高校及び県立支援学校
	県有地、住宅等除草	・各該当機関(随時)
	校舎除草・清掃業務	・各県立高校及び県立支援学校
	点字資料等作成	・各該当機関(随時)
	クリーニング	・各地方機関(振興局、保健所等) ・各警察署 ・県立支援学校
	データ入力作業	・各該当機関(随時)
	緑化用苗木配布作業	・各該当機関(随時)
	食器等の洗浄及び 梱包業務	・各該当機関(随時)
その他業務 (手話通訳、封入作業、プリンター 管理等)	・各該当機関(随時)	